

たまだいら児童館ふれっしゅ インスタグラムアカウント運用要領

(目的)

第1条 本要領は、たまだいら児童館ふれっしゅ（以下「館」という。）がソーシャルメディアサービスであるインスタグラムを利用者や地域住民への情報提供媒体として運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インスタグラム 米国 Meta Platforms, Inc が提供するソーシャルメディアサービスで、写真や動画の投稿をメインとしたサービスをいう。
- (2) 館インスタグラム たまだいら児童館ふれっしゅが設置・運用するインスタグラムをいう。
- (3) アカウント インスタグラムを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取り決めをいう。
- (5) ポスト インスタグラムに投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (6) フォロー 他のユーザーの投稿を表示されるようにする機能のことをいう。
- (7) フォロワー フォローしているユーザーのことをいう。
- (8) リプライ 他のユーザーの投稿にコメントすることをいう。
- (9) リポスト 他のユーザーの投稿を自分のアカウントで再投稿することをいう。

(運用主体)

第3条 館インスタグラムの運用主体はたまだいら児童館ふれっしゅとし、運用管理者は館長とする。運用担当者は館長が認めた正規職員とする。

2 館インスタグラムのアカウントは **tamadairajidoukan** とする。

(運用主体等の明示)

第4条 この要領で定められているアカウントの運営主体、発信内容及び発信方法について、館インスタグラムのプロフィール欄で明示する。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防止するために、運用主体としてインスタグラムのアカウントを館のホームページに明示する。

(掲載内容)

第6条 館インスタグラムは、次の各号に掲げる情報を発信する。

- (1) たまだいら児童館ふれっしゅの事業の開催、変更、中止等に関するもの
 - (2) その他、運用管理者が適当と認めるもの
- 2 写真を掲載する場合には、肖像権を考慮して掲載をする。

- 3 発信した情報に誤りがあった場合は、速やかに発信した内容を削除するとともに、訂正した内容を改めて発信する。

(情報発信方法)

第7条 館インスタグラムは、次の各号に掲げる方法で発信する。

- (1) 運用担当者が掲載データを作成
- (2) 運用担当者から運用管理者へインスタグラム掲載の確認
- (3) インスタグラムへ投稿

(パスワード管理)

第8条 館インスタグラムは、次の各号に掲げる内容でパスワード管理する。

- (1) パスワードは推測可能なものを使用しない。
- (2) パスワードを記録したメモなどを放置しない。
- (3) パスワードを他人に教えない・使用させない。
- (4) 初期パスワードのまま運用しない。
- (5) パソコンのパスワード記憶機能を無効にする。
- (6) 8桁以上の英大文字小文字/数字/記号のうち、3種類以上混在したパスワードを用いる。
- (7) パスワードの告知は必要最小限に抑える。
- (8) 人事異動などにより担当者が変わった場合は変更する。
- (9) 複数のサービス・システムでパスワードの使いまわしをしない。

(フォロー、リプライ及びリポストの制限)

第9条 館インスタグラムでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、リプライ及びリポストは原則として行わないものとする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等の発信する公益性の高いポストで、運用管理者が特に必要と認めるものはこの限りではない。

(たまだいら児童館ふれっしゅホームページとのリンク)

第10条 ポストに関するリンク先は、原則として館のホームページのみとする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、運用管理者が特に必要と認めるものはこの限りではない。

- 2 インスタグラムのプロフィール欄に、館のホームページの URL を記載する。

(運用の停止)

第11条 インスタグラムのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、館インスタグラムを継続して運用することが困難になった場合は、館のホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止または削除することができる。

(運用要領の周知・変更)

第12条 本要領の内容は、館ホームページに記載し、周知する。または本要領は必要に応じて変更できるものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、館インスタグラム

または館のホームページに明示し周知する。

(遵守事項)

第13条 館Instagramの運用にあたっては、たまたいら児童館公式 Instagram 運用ポリシーの内容と、社会福祉法人雲柱社の情報セキュリティに関する基本方針を遵守する。

(その他)

第14条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

本要領は、令和5年2月16日から適用する。